

建設発生土受入地(民有地)の募集

土砂の埋立て・盛土をします

浜松市発注の工事から発生する土砂を有効に利用して、埋立て・盛土をしようとお考えの方がいらっしゃいましたらご応募下さい。有効利用の方法としては、窪地の埋立てや低地のかさ上げなどが考えられます。

【募集趣旨】

- 浜松市では、工事にもない発生する土砂（建設発生土）の発生抑制や利活用の促進に努めていますが、どうしても処分しなければならない土砂は、あらかじめ土砂の受入地を指定して処理しています。
- 市内での土砂の受入れ適地の減少や盛土に関する規制の強化により、指定できる受入地が不足してきており、土砂の適正処理が難しくなっています。
- つきましては、埋立て・盛土をお考えの方の土地を募集し、土砂の受入を実施することによって、土砂の利活用、適正処理の促進を図っていきます。

【受入事業概要】

- 応募された土地について、土地条件、周辺環境、法的規制、事業採算性などについて調査を行い、埋立て・盛土に適した土地であれば建設発生土受入地として採用します。
- 採用できる土地が複数ある場合は、その中から、最適な土地を選択します。
- 建設発生土受入地として採用された土地は、浜松まちづくり公社が、関係法令の許可等を得て土砂の埋立て・盛土を行い、完了後お返しします。

【募集概要】

- 応募できる方
 - ・ 浜松市内に土地をお持ちの方が応募できます。
 - ※隣接する複数の土地所有者が共同で応募することもできます。
- 募集する土地
 - ・ 埋立て・盛土の土量が5,000立方メートル以上になること。
 - ※目安として、1,000平方メートルの土地に高さ5メートルの土砂を盛土すると5,000立法メートルとなります。
 - ・ 応募する土地まで大型ダンプトラック（10トン車）が乗り入れできること。
- 法的規制による問題がないこと（許可等の見込みがあること）
 - ・ 都市計画法、森林法、農地法、盛土規制法、盛土条例などの法的規制は、こちらで確認します。
- 募集期間
 - ・ 令和6年2月1日（木）から
- 問合せ先
 - ・ 浜松市 技術監理課 技術企画グループ 053-457-2813
 - ・ 一般財団法人 浜松まちづくり公社 施設管理課 053-457-2611